ロ　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の一部が合併後の市町村の区域の一部となった場合

算式

A×（0.56－B）×1／15

算式の符号

A　合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が当該年度の前年度の4月1日において存在していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額

B　合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が当該年度前三年度内の各年度の4月1日において存在していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額及び同令第50条の規定によって算定した基準財政収入額をもとに、第1条第3号の例により算定した数値

二　当該年度及び当該年度の前年度において合併関係市町村でない、かつ、当該年度の前々年度又は当該年度前三年度において合併関係市町村である当該合併前過疎市町村と属する区域次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める算式により算定した額

イ　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の全部が合併後の市町村の区域の一部となった場合

算式

A×B／C

算式の符号

A　合併前過疎市町村の当該年度の前年度における合併前過疎市町村限度額

B　当該市町村の当該年度の前年度の地方交付税法第11条の規定により算定した基準財政需要額

C　当該市町村の当該年度の前々年度の地方交付税法第11条の規定により算定した基準財政需要額

ロ　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の一部が合併後の市町村の区域の一部となった場合

算式

A×B／C

算式の符号

A　合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が当該年度の前年度の4月1日において存在していたものと仮定して当該年度の前年度について算定した合併前過疎市町村限度額

B　当該市町村の当該年度の前年度の地方交付税法第11条の規定により算定した基準財政需要額

C　当該市町村の当該年度の前々年度の地方交付税法第11条の規定により算定した基準財政需要額

2　財政力指数が〇・五六以下の過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村が、前項の規定により額を算定する場合における当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。この場合において、総務大臣は、市町村発行予定額が市町村発行限度額を超えることのないように定めなければならない。

A　合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が当該年度の前年度の4月1日において存在していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政需要額

B　合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が当該年度前三年度内の各年度の4月1日において存在していたものと仮定して普通交付税に関する省令第49条の規定によって算定した基準財政収入額をもとに、第1条第3号の例により算定した数値

2　財政力指数が〇・五六以下の過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村であって、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受けるものについては、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。この場合において、総務大臣は、市町村発行予定額が市町村発行限度額を超えることのないように定めなければならない。